

上田市における家庭的保育事業について（意見聴取）

1 概要

子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童福祉法上の認可事業及び特定地域型保育給付の対象事業となります。

児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定により家庭的保育事業等の認可をしようとするとき、また、子ども・子育て支援法第 43 条第 3 項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等での意見聴取を必要とするため、上田市子ども・子育て会議の審議に附すものです。

2 家庭的保育事業の認可基準について

「上田市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 1 日条例第 28 号）」の基準を満たすこと。

なお、主な基準は以下のとおりです。

項 目	認 可 基 準
設 備	(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 (2) 前号の部屋の面積は 9.9 m ² （保育する乳幼児が 3 人を超える場合は、9.9 m ² に 3 人を超える人数 1 人につき 3.3 m ² を加えた面積）以上であること。 (3) 保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。 (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 (5) 同一敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭、これに代わるべき場所があること。 (6) 前号の庭の面積は満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m ² 以上であること。 (7) 火災報知器及び消火器を設置し、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。
職 員	(1) 家庭的保育者（市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の経験を有すると市長が認めるもの。） (2) 嘱託医 (3) 調理員
保 育 時 間	1 日につき、原則 8 時間
定 員	家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5 人以下とする。
給 食	家庭的保育事業所内に調理設備を有し、調理する。
連 携 施 設	保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保すること。 (1) 保育内容の支援 (2) 代替保育の提供 (3) 卒園後の受け皿

3 家庭的保育事業認可予定者について

名 称	こどもの園（一般社団法人 こどもの園）
住 所	上田市長瀬2600-3
定 員	5人（1, 2歳児3人・0歳児2人）
保 育 士 資 格	有り（常勤2人・非常勤1人）
家庭的保育経験年数	2年
補 助 者 の 有 無	有り（保育士資格有）
保 育 時 間	9時～17時（前後に延長保育有り）
給 食 の 有 無	有り
連 携 施 設	有り（市立長瀬保育園を予定）
保育を行う部屋の面積	14.91㎡と17.39㎡の2部屋（計32.3㎡）
庭 の 有 無	有り

4 参考

※ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第34条の15

1, 3, 5～7（略）

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

4 市町村長は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他の児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

※ 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）（抄）

（特定地域型保育事業者の確認）

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2（略）

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。